

標準的な健診・保健指導プログラム（暫定版）	修正案
	<p>以上のような考え方を踏まえつつも、これまで医療保険者や事業所において看護師による保健事業がなされている現状を踏まえ、医師、保健師、管理栄養士の配置が進むことが期待される高齢者医療確保法の施行後5年に限り、看護師についても、面接による生活習慣の改善に係る行動計画の策定等を行えることとする。</p> <p>さらに、保健指導を実施する者は、保健指導のための一定の研修を修了していることが望ましい。</p>